

教師・学校を論じる教育言説の転換
—1969年の「通信簿問題」の教育言説の分析から—
佐藤知条¹⁾

A Study on the Turning point in the Framework for Discussing Education;
“Objection to Report Card”, the case in 1969

SATO Chihiro

Abstract

This paper is focused on the “Objection to Report Card” that occurred from February to March 1969, with TV programs as a trigger, and newspaper reports brought momentum to the discussion. By analyzing the discussion, the characteristics of educational discourses built by television and newspapers from the late 1960s to early 1970s was revealed. And it was clarified that “Objection to Report Card” can be positioned as a turning point of the educational discourse that the mass media takes up.

Keywords : educational discourse, mass media, late 1960s, report card

はじめに

マスコミュニケーション研究では、メディアによる報道はある事象を機械的に再現したものではなく様々な要因が作用して作り出される社会的な構築物であり、メディアの報道とは現実世界や社会を客観的に映し出したものではなく積極的に社会を構成していくものと指摘されている¹⁾。日本においては、テレビは1960年代に急速に世帯に普及して番組の視聴が日常的な習慣となり、新聞は1970年代を通して発行部数を伸ばして1980年代に普及の飽和状態に達したとされることから²⁾、1960年代から70年代はニュースの認知や広がりにおいてテレビや新聞の影響が強くなる画期と位置づけることができる。また、日本では新聞とテレビの発達がいちじるしく、多くの人々がこれら2つのマスメディアの番組や記事のなかに表象されるイメージを消費し、体得し、価値観やアイデンティティを形成してきたとも指摘される³⁾。

では、テレビや新聞が影響力を強める1970年代に、どのような教育の事象が注目され、

いかに表象されたのか。そしてそれは、当該の教育事象に対する人々のイメージや態度の形成にどのような影響を与えたのだろうか。このような問題意識のもと、本稿ではテレビ番組が契機となり新聞による報道が勢いをつけて1969年2月から3月の間に社会的な関心を得た「通信簿問題」の展開を分析し、1960年代末においてテレビと新聞が構築した教育言説の特徴を明らかにする。そして、「通信簿問題」以降の教育史像の再構築に向けた知見を得ることを目指す。

1. 「通信簿問題」の概要

1969年2月6日、NETテレビ（現テレビ朝日）の番組『長谷川肇モーニングショー』i)（月曜から金曜、午前8:30から午前9:30。以下、『長谷川』と表記）で、長女が通う小学校での5段階相対評価の通信簿のつけ方が疑問だという視聴者からの投書が紹介された。それを受けて2月13日の同番組に文部省政務次官（当時）の久保田藤麿が出演し、8年前に、例えば5段階相対評価であれば最高の

1) 静岡産業大学経営学部
〒438-0043静岡県磐田市大原1572-1

1) *School of Management, Shizuoka Sangyo University*
1572-1 Owara, Iwata, Shizuoka, 438-0043, Japan.

5と最低の1は人数の7%といった、相対的評価における各段階の配分枠の撤廃を通知しており、通信簿は枠にこだわる必要はないと述べた。この放送後には、保護者や教師から、そのようなことは初耳だという電話がテレビ局に殺到したという。

2月20日には『長谷川』でのそれまでの経緯をまとめた「“通信簿”騒動」という見出しの記事が読売新聞に掲載され、5段階相対評価の枠は撤廃しているという政務次官の発言が騒動を巻き起こしていると報じられた。これ以降、新聞各紙がこの問題を追うようになり、議論が拡大していく。読売新聞の投書コーナー「気流」に2月中に寄せられた意見には通信簿の評価方式の不徹底に対する批判が目立ったように⁴⁾、読者の反響も大きかった。それもあってか、3月3日付同新聞の「世論の広場 気流特集」では通信簿問題についての投書がまとめて紹介された。また、毎日新聞では3月中旬に4回連続の特集が生まれ、「通信簿問題」が集中的に取り上げられた。

国会でも話題になった。2月26日の衆議院文教委員会では質問に立った議員が、「いま非常に問題になっております通信簿の問題」と発言している。このとき、「全国のお母さ

ん方の間に非常に強い反響を呼んでいるようでございます」と続けていることから、特に保護者の間で関心が高かったことがうかがえる⁵⁾。

2. 「通信簿問題」以前のテレビ番組における通信簿の扱い

ところで、1969年より前にもテレビではたびたび、通信簿のあり方に焦点をあてた番組が放送されていた。文部省が相対的評価の枠の撤廃を通知した1961年以降に限っても複数の番組で取り上げられている。それらの内容を表にまとめ、便宜的に①から④の番号を付した。このとき、1962年の時点でテレビ受像機の世帯普及率は50%を超えていたし、1960年代半ばには1日のテレビ視聴時間が約3時間にまで上昇して日常的にテレビと接する生活習慣が確立していた⁶⁾。しかし、これらの番組を契機に通信簿に関する社会的な議論が生起してはいない。そのため、まずはこれら4番組と『長谷川』とを比較して番組形態の差異を明らかにし、そこから1969年2月の『長谷川』において「通信簿問題」が生じた要因について考察したい。

	番組名／放送局／放送日	概要
①	あなたは陪審員 ／NHK 総合 ／1962年3月8日	<p>番組趣旨：社会現象の中には、対立した2つの立場、視点から見られるものが多い。対立点を明らかにし、それぞれの立場の主張を聞くことで問題の核心が理解できる。ある事象を裁判の被告席に立たせ、1つの立場を検察側、他方を弁護側として、総合的な判断を陪審員である視聴者に下してもらおう⁷⁾。</p> <p>放送回について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・副題：通信簿の功罪 ・出演者：重松敬一（評論家）、宮城音弥（東京工業大学教授、心理学者）、羽仁進（映画監督）、藤原喜悦（教育心理学者）、永田時雄（小学校教師）ら⁸⁾。 ・概要：重松は、通信簿は「一部の優等生はともかく、大部分の子どもには劣等感をいだかせ、家に帰ってからしかられる材料ではない。またこれは法的には何の根拠もなく、ただ古くからあるという理由で習慣的に出し、受取られているもので、教育効果について何ら反省がされていない」という趣旨の意見を述べた一方、宮城は「劣等感は、人間形成にとってかならずしもマイナスではない。要は、通信簿を子どもの将来をよくするための資料とすればよい」という見解を示した⁹⁾。

②	日本の教育 ／NET テレビ ／1962年7月12日	番組趣旨：保護者（母親）や教師の視野を広げる資料を提供することをねらい、日本全体の教育を多角的に掘り下げる ¹⁰⁾ 。 放送回について ・概要：入社試験、勤務評定などの評価法と比較して、教育者が考えている通信簿の評価を明らかにする。解説は大内茂男（東京教育大学教授）。また、7年前から通信簿を廃止している信州大学付属小学校と、6年前から『のびゆく姿』という名称で独自の形式の通信簿を採用している長野県松本市立源池小学校の取り組みを紹介する ¹¹⁾ 。
③	婦人学級 ／NHK 教育およびラジオ第2 ／1968年12月23日	番組趣旨：女性が日常生活や社会生活における課題を集団で、かつ継続的に学習することを意図した「婦人学級」での視聴を主たる目的とした番組 ¹²⁾ 。 放送回について ・副題：こどもを伸ばすもの・天分の発見 ・概要：ある公立小学校の校長が通信簿のあり方を批判し、形式が決められた通信簿を前提として子どもを見ることで、子どもの能力を限定してしまうのではないかと疑問を呈したうえで、低学年では通信簿の必要性はまったくないと主張した ¹³⁾ 。
④	日本の教育 ／NET テレビ ／1968年6月21日	放送回について ・副題：何のための通信簿 ・概要：子どもをもつ主婦と文部省大臣官房審議官が出演し、通信簿は進学のためにあるのではないかという主婦の質問に対して審議官が、文部省の見解を「素人に教えるような調子でじゅんじゅんと説」いた。しかし、主婦は納得できない様子だった ¹⁴⁾ 。

表 1969年以前に通信簿について取り上げたテレビ番組

2.1. 保護者の視点の有無

表にあげた4つの番組のうち、①、②、③は5段階相対評価の通信簿のあり方に焦点化したものといえる。①では評論家の重松敬一が「一部の優等生はともかく、大部分の子どもには劣等感をいだかせ、家に帰ってからしかられる」、「ただ古くからあるという理由で習慣的に出し、受取られている」と発言していることから、5段階相対評価の問題が指摘されたことが示唆される。そして、その形式には法的根拠がないことが示されるとともに、子どもにとって建設的な評価のあり方を検討する必要性が説かれた。そのうえで、番組趣旨に拠るならば、出演者の議論を通して通信簿のあり方について視聴者に問いかけたということになる。

②でも5段階相対評価ではない通信簿を採用している学校の取り組みが複数紹介されていたし、③では小学校校長が「形式がきめられた通信簿を前提として子どもをみる」と述べていることから、これも各段階の割合があ

らかじめ決められている5段階相対評価について批判しているといえる。そのうえで、③を見た朝日新聞の記者は、校長の発言を受けて、通信簿には多様な形式があるのだなと感じたとも述べている¹⁵⁾。このように、①、②、③の番組を通して、5段階相対評価が絶対的ではないことや、5段階相対評価の形式に固執することは問題であるということを経験者は理解できたのである。

一方、これらの番組での議論は、教育学などの研究者やジャーナリストによる議論を通して行われていたり、教師からの疑問提示だったりしていたために、保護者の声が直接反映されたものではなかった。それに対して『長谷川』では、視聴者である保護者が自ら、投書というかたちで5段階相対評価の通信簿に対する不満を吐露したという点において差異があるのである。

2.2. 通信簿に対する保護者の関心の所在

ところで、④では『長谷川』と同じく保護

者が直接、通信簿について自らの思うところを述べている。さらには、保護者の疑問に対して文部省が直接応答するという構図と、文部省の見解に保護者が納得しなかったというところも、1969年の「通信簿問題」における展開と類似している。しかし④は、「何のための通信簿」という副題が示唆するように通信簿の存在意義を問うことに主眼が置かれていた。いわば存在論や理念といった抽象的な内容を扱っていたといえる。それが、通信簿に対する保護者の関心とずれていたと考えることができる。同じ時期の新聞記事には保護者の関心の所在をうかがえるものもある。1967年に朝日新聞の家庭面に掲載された「通信簿のあとさき」という記事では、「通信簿本来の意味は、家庭と学校の協力で子どもを育て、指導していく手段であろう」と述べられ、通信簿の目的や存在の意味が説かれた¹⁶⁾。しかし、記事を読んだ保護者からの投書では、「評価が3であった科目について、子供もその科目が得意で、テストや授業参観などを通していてもよく励み、理解していると思われるような場合、よりよくできる方の多いのをうらめしく思うだけ」¹⁷⁾なのが一般的だとつづられていた。このように、この時期においては一般的に、保護者はわが子の5段階相対評価への不満という点において通信簿に関心を持っていたことが示唆されるのである。

2.3. 番組形式の違い：教養番組とニュースショー

表に示した4つの番組は、趣旨や放送回の概要から形式的あるいは実質的に、放送法で「教育番組以外の放送番組にあって、国民の一般的教養の向上を直接の目的とするもの」と定義される教養番組に位置づけることができるⁱⁱ⁾。『長谷川』は日本初のニュースショー形式の番組である『木島則夫モーニングショー』（以下、『木島』と表記）の後継として1969年4月に放送を開始した。『木島』も分類上は教養番組に該当していたが¹⁸⁾、娯楽的要素を前面に出している点において表の4番組とは一線を画しているといえる。

1964年に放送が始まった『木島』は、当時の民間放送で重視されていなかった朝の時間帯をねらったこととニュースショー形式の番組の先駆けであることの2点において独創的で成功をおさめⁱⁱⁱ⁾、他局に後追いの番組を次々と登場させた。そして、乱立する類似番組との競争がニュースショー番組の質的転換をもたらした。『NHK年鑑'69』によれば、本来のニュース性からの逸脱が顕著になり、硬派なニュースショーを模索した番組もあったが早い段階で挫折し、「他のショーは一層娯楽、芸能、視聴者参加の要素を強めて、従来のワイドニュース性からは、大きな変質をとげた」というのである¹⁹⁾。『木島』も後年は娯楽色が強まったと指摘されていた²⁰⁾。

このような経緯を受けて誕生した『長谷川』は、本来のニュースショーへの回帰を図り、視聴者の生活に密着した社会問題、例えば物価の高騰、土地政策、税の不公平、企業の公害対策、福祉の立ち遅れなどを取り上げることもあった²¹⁾。一方、毎回スタジオに主婦約100人を招いたり、番組に参加した視聴者の疑問に対してその場で問題の当事者や責任者に電話をしたりするなどの演出も盛り込まれていたように、娯楽的なショー的要素も残っていたとみることができる²²⁾。また、番組ではゴシップなど興味本位で扇情的な内容も多分に扱われていたし、それを強調して視聴者の興味関心を惹こうとする姿勢も見られた^{iv)}。

なお、『長谷川』で扱われた教育事象のすべてが社会的な関心を得たわけではない。例えば、1969年2月11日の放送では複数の教師が出演して小学校の社会科で神話をどのように教えたらいのかという疑問を提示した²³⁾。しかし、それを契機に「神話教育問題」が保護者を巻き込んで社会的に議論されるようになったとは言い難い。学校教育における神話の扱いの問題は、教師にとっては重要な問題であっても主たる視聴者層の（つまりは保護者の）強い関心を呼ぶものではなかったのかもしれない^{v)}。

それゆえに、「通信簿問題」は、ニュースショーから変質をとげたワイドショーという

番組の形態と保護者の関心という2つの要素が重なりあったことで問題が拡大していった可能性が示唆されるのである。

2.4. 「通信簿問題」を生起させた要因の整理

ここまでの検討から、1969年2月の『長谷川』にはつぎの4つの特徴が重なっていたといえることができる。

- ・家庭の主婦を主たる視聴層として想定するとともに、教養的要素を全面に出すのではなく、娯乐的で扇情的な要素を含んだ番組で取り上げられた。
- ・保護者が個人的な不満を自ら語った。
- ・その不満は、多くの視聴者が興味関心のある内容だった。
- ・不満に対し問題の責任者（文部省）が直接回答、その過程を視聴者も共有した。

比較した番組の数が限られているために断言することはできないが、これらが「通信簿問題」を社会問題にまで拡大させた要因となったと考えられる。見いだされた特徴の多くは、新たな視聴者層の開拓とその視聴者の興味関心に応えようという姿勢に由来するものである。そして、その姿勢は1960年代を通じて進行したテレビの普及と視聴習慣の拡大によってもたらされたものである。それゆえに「通信簿問題」は1960年代末という時代の特徴を反映して生起した新しい形態の教育問題であるといえることができる。

3. 「通信簿問題」における言説の検討

では、「通信簿問題」では何が問題とされ、どのような人々が議論に参加し、いかなる議論が行われたのか。あらためてテレビと新聞での報道を時系列に沿って確認しながら検討したい。

3.1. 問題の発端と議題の設定：2月上旬～2月下旬

2月6日、『長谷川』において鹿児島県在住の視聴者が、長女が通う小学校での5段階相対評価の通信簿のつけ方に対してつぎのように疑問を示した。

通信簿による学業の評価は、クラスの中で最高の5と最低の1が各7%、4と2が各24%、残り38%が3とパーセンテージによるワクが決めてあるとのこと。「あまり気になさらないで…」というのが先生の話でした。ところが「だれがそう決めたのか」とたずねると、担任の先生、校長、町の教育委員会も「知らない」という返事。そのクラスに1に該当する子供がいても、いなくても、だれかが機械的に5をもらうという不合理な点をさらに聞くと、おかしなことに、だれもが“この評価方法は不合理”と認めていました。

しかし、子供が在学中ならともかく、一度卒業すれば入学試験や就職にこの不合理な評価がそのまま学業証明書として一生つきまとうわけで、その時点ではもう相対評価の客観性はまったく無視されるのではないか。どうしても納得できないのです。²⁴⁾

この訴えを受け、2月13日の同番組に文部省政務次官の久保田藤磨が出演し、通信簿は枠にこだわる必要はなく、文部省が枠を決めてもいないし、8年前に相対的評価の枠の撤廃を通知していると発言した。放送後、教師や保護者からの電話や投書がテレビ局に寄せられ、その多くは文部省への非難や抗議であり文部省にだまされ続けてきたことへの怒りであったという²⁵⁾。このように、テレビ報道に対する保護者や教師からのリアクションによって「通信簿問題」が生起したといえる。保護者らは自分の子どもが適切ではない方法で評価されていたことに不満をいだき、それを放置し続けた文部省に対する怒りをあらわにしたといえることができる。このことは、以降のテレビと新聞での取り上げ方にもあらわれている。時系列に沿って概観するとつぎのようになる。

2月18日『長谷川』にふたたび久保田藤磨が出演、「ワクはありません。今後、徹底させます」と発言した²⁶⁾。

2月20日 読売新聞朝刊15面に、テレビ番組での経緯をまとめた「“通信簿”騒動」

という見出しの記事が掲載, 5段階相対評価の枠は撤廃しているという政務次官の発言が騒動を巻き起こしていると報じる。

2月21日 朝日新聞朝刊1面の「天声人語」に通信簿の話題が掲載, 13日の久保田政務次官の回答にも関わらず相対的評価の枠を設ける意識が今も学校現場に生きていと指摘し, 「この通信簿騒動の問題点は, 文部省の通達なるものがすこぶる不徹底, あいまいなことにある」と文部省の姿勢を批判した。

読売新聞朝刊15面に「通信簿騒動 ひろがる混乱の輪 通知やPRやり直し 文部省 先生からの電話殺到」という記事が掲載される。

読売新聞夕刊11面に「通信簿をスッキリ 文部省がやっと『運用調査』 こんなにアイマイ 混乱が当たり前の『通達』」。

2月22日 読売新聞朝刊の投書欄「気流」に静岡市の40歳主婦からの「全く奇怪な通信簿 文部省は責任をとれ」という題の意見が掲載される。

2月23日 読売新聞朝刊10面に, 25日の『長谷川』で通信簿の話題を特集するという記事が掲載。「通達が全国の小, 中学校にまったく不徹底だったため, 実際には長い間だまされつづけてきた形の子どもや父兄, 現場教師たちの怒りは, ますます高まっている」ために, 「文部行政の怠慢を追求すること」が番組のねらいとされた。

2月25日 読売新聞朝刊15面に記事「『あいまい通達』通信簿 “誤解” がほとんど全国教委 “分配ワケ” なし一県だけ本社調査」。

『長谷川』で鹿児島県教育長や文部省の担当係官に8年前の通達の有無を確認する。

毎日新聞夕刊11面に「文部省, 見解示さず テレビショー二度目の通信簿論争」という記事。文部省, 鹿児島県教育長, 問題を提起した保護者の3者を呼んでそ

れぞれの言い分を聞いたが, 文部省の見解ははっきりしないまま終了したと書かれる。

2月27日 朝日新聞朝刊14面に「通信簿論争 つけ方は学校の自由 衆院文教委 文相が基本態度示す」。前日の国会での議論に言及。文相が通信簿のつけ方は学校の自由だという基本的態度を示したこと, そして「5段階評価が父母にわかりにくいのなら, 都道府県教委でもっとわかりやすい方法に改めるよう指導すべきだ」との発言が紹介される。

読売新聞朝刊5面に記事「子供を忘れた“通信簿騒動”」。前日の国会での論争を, 文部省による地方教育委員会への責任転嫁だと指摘。

3月1日 朝日新聞家庭面の投書コーナー「ひととき」に, 東京都世田谷区の39歳主婦からの「通信簿論争で次官に一言」と題した意見が掲載される。

2月6日の放送内容への反響を契機として, 13日, 18日と「通信簿問題」を取り上げた『長谷川…』が, 25日の放送で大々的に特集するにあたって掲げた「文部行政の怠慢を追求する」という姿勢と, これら4回の放送の内容を文字化したいわゆる後追い記事も含めた新聞各紙での扱いからも明らかなように, 2月の間テレビと新聞の報道で主として追及されたのは, 5段階相対評価の撤廃の通達を不十分なままにしておいた文部省の姿勢であったということがわかる。

その方向性は, 子どもが不当な方法で評価され続けてきたことへの保護者の不満によって支えられていたことも指摘できる。先にあげた新聞記事のなかから保護者からの投書を具体的に見てみると, 「全国の教師, 児童, その保護者の数は知らない。しかし, その全員が, ずうっとだまされ続けてきたことだけは確かだ。ではだまし続けていた張本人はだれなのだろう。いうまでもない。それは文部省の役人たちだ。(中略) 知らん顔をしている文部省の当事者は, はっきりと責任をとるべきだ」(読売新聞, 2月22日), 「あれほど

新学期になると父母会で原文ママ相対性評価について母親達は説明をうけ、その矛盾を新聞、テレビその他で批判されて、少なくとも一年に一度はその話が出たと思います」「通達が行われなくても平気、行われなくていいことなどしらぬげな官吏に対して憤りと不思議さを感じ、(中略)深い絶望を感じます」(朝日新聞、3月1日)など、児童生徒を持つ保護者の感情の矛先も、文部省へと向けられていたのである。

一方、2月27日の読売新聞朝刊の記事「子供を忘れた“通信簿騒動”」では、責任の所在を追及するだけでは問題は解決しないと断じ、評価方法の優劣にとどまらない議論が必要だと説かれた。記事の冒頭では、「通信簿に記載されると、子どもたちはあたかも人間それ自身を評価されたかのように喜び、悲しむ。しかも入試競争の激化した今日では人生にさえも影響しかねない。このさい、よりよい通信簿のあり方についてそれぞれの立場で取り組んでこそ、騒ぎの中に意味も見いだされるのではないかと述べられている。そして、指導要録と通信簿の違いや、家庭と学校とをつなぎ相互の理解と協力を深めるという通信簿本来の役割を説明したうえで、記者の言葉として「相対的評価によるか絶対的評価によるか、という形式論ではなく評価がすべての子どもへの学習の意欲づけになるよう、それぞれの現場での研究が期待される」とまとめたのである。

しかし、確井岑夫が同年12月に「通信簿問題」の展開を振り返った際に、「今度の問題が教育評価の方法論議に終止した」原文ママ²⁷⁾と述べていることから、上で取り上げた記事で示された通信簿の意義と役割の再構築という視点はその後の議論で注目されることはなかったととらえることができる。確井はまた、「通信簿問題」はまず子どもや国民にとって学力とは何かという点を問い直し、その後にその学力を評価する方法を検討するというのが本来の議論の流れであるべきだという考えを示したうえで、そうならずに評価方法の是非の議論にとどまったのは「父母の教育関心の構造の一定の反映であり、教育内容は国家権力

によって決定されるとした教育観の現われであった」²⁸⁾ためだと論じている。この指摘も踏まえるならば、1969年2月の段階で、教育内容の決定権の所在や教育内容にともなう学力のあり方といった理念的だったり政治性を帯びたりする要素だけではなく、通信簿の意義や目的といった視点もまた保護者の関心の域外にあったことが示唆される。

個々の学校・教師の側の視点が欠けているのもこの時期の議論の特徴として指摘できる。2月13日の『長谷川』での文部省政務次官の発言後には、放送局に対して保護者だけではなく教師からも電話が殺到したということから、学校・教師の側もこの問題に関心であったとはいえない。しかし、2月から3月初旬にかけてテレビや新聞において個々の教師や学校が通信簿問題をどのように受け止めているかという点が取り上げられることはほとんどなかった。先にも引用したが、2月26日の衆議院文教委員会で質問に立った議員が、「この通信簿の問題は全国のお母さん方の間に非常に強い反響を呼んでいるようでございます」と述べていることは、議論のなかで個々の学校・教師の存在が希薄であったことを裏付けるものといえよう。なお、読売・朝日・毎日の新聞3紙で教師の投書が取り上げられたのは、3月3日の読売新聞「世論の広場 気流特集」に掲載された1本だけだった。

3.2. 対立図式の変化：2月末～3月中旬

これまで見てきたように、2月の「通信簿問題」の議論は、相対評価の撤廃の通達を不十分なままにしておいた文部省の姿勢を保護者が批判するという、「保護者対文部省」の対立図式で展開された。しかし、2月下旬から図式に変化が生じる。「保護者対文部省」という対立が「保護者の批判、要求を受けた文部省」という形に変わり解消されていくのである。

変化の予兆は、前節の最後にも取り上げた2月26日の衆議院文教委員会に見られる。そこで文相が、通信簿のつけ方は学校の自由だという基本的態度を示すとともに、「5段階評

価が父母にわかりにくいのなら、都道府県教委でもっとわかりやすい方法に改めるよう指導すべきだ」と述べたのである。文部省が保護者の要求を容れたとも捉えられるこの発言は翌日の新聞でも取り上げられた²⁹⁾。そして3月中旬になると、「通信簿、工夫を“5段階”にとらわれず 都教育長通達」(毎日新聞、3月11日付朝刊、19面)、「できる子みんなに『5』もOK “通信簿の形式は自由” 都教委が統一見解」(読売新聞、同日付朝刊、15面)など地方教育委員会や個別の学校・教師の対応に注目する記事が現れてくるのである。

このことはつまり「保護者対文部省」という図式では存在が見えにくくなっていった学校・教師に焦点が当てられるようになったということだが、それによって個々の学校・教師は文部省による通達の不備の被害者ではなくなくなっていく。毎日新聞家庭面で3月12日から4日連続で掲載された特集記事『通信簿を考える』のなかでは、今回の問題の本質は文部省の通達の不徹底さにあるのではなく、「学校の権威主義と事大主義の体質、教育界にある古くからの体質」にあるという見解を示し、批判の矛先が学校現場に向けられた(第2回)。そして、連載を通じて保護者の要求と文部省の通達の正当性を保証し、古くからの体質に縛られている学校現場の変化を求めたのである。ここにおいては、「保護者の批判、要求を受けた文部省」と「文部省の指導を受けた教育委員会、学校・教師」という新たな対立の図式で議論が展開しているといえる。最終回で、「いま通信簿で騒いでいるのは、自分の子供が5を取れないからアタマにきている教育ママですよ」という都教育庁指導部係員の話も紹介しているように、保護者(と文部省)が対決する相手として地方教育委員会を含めた学校現場を措定している姿勢を見いだすことができる^{vi)}。

3.3. 「通信簿問題」の終息とさらなる議論の構図の変化のきざし：3月下旬

これまで論じてきたように、「通信簿問題」は教育評価に対する保護者の私的な興味関心を重要な(そして、ほぼ唯一ともいえる)種

として膨らませた教育問題であった。また、保護者の関心の所在のみならず、新聞やテレビといったマスメディアは「通信簿問題」を教育の理念や制度、政治から切り離し、個々の家庭の問題として扱おうとする傾向があったことも指摘した。

それゆえに、保護者にとって通信簿が気になる時期といえる学年末を境にテレビと新聞における扱いがほとんどなくなる。修了式の日に掲載された新聞記事「『5』かな『4』かな ドキドキ通信簿」(毎日新聞3月24日付夕刊、1面)では、「つい先ごろ、学業成績の評価の仕方をめぐって相対評価か絶対評価か、もめ抜いたばかり。その影響が注目されたが、都教育庁の調べによると『二学期までの相対評価法を三学期で急にくずすと父兄が動揺するから』と全校がこれまでどおりの評点法をと」ったと述べられた。記事のなかで「もめ抜いたばかり」と過去形で語られていることから、この段階ですでに議論が沈静化していた(あるいは保護者の興味関心が失われた)ことがうかがえる。

また、「もめ抜いた」にも関わらず、多くの学校の通信簿の形式に変化がなかったことに言及している点も指摘できる。前掲の毎日新聞の記事に加え、読売新聞の3月24日付夕刊の記事「『5』はふえたかな」(11面)でも、「都教委はさる10日、『“5-1”の5段階評価にこだわる必要はなく、どんな評価方法をとってもよい』と統一見解を出した」ことで、この学年末から評価を変える学校が増えると予想されていたが、「都内の大半の小学校ではこんども従来通りの“5-1”評価を行うようだ」とある。

注目したいのは、上述した読売新聞の記事での従来通りの5段階相対評価を維持した学校・教師の対応に対する表現である。記事中では、「教育ママの“つきあげ”をよそに、相変わらず相対評価がほとんどだった」、「こんどの学年末から通信簿を変えるところがかなり出るのではないかと予想されていたが、ほとんどがこれまで通り。時間的に検討の余裕がなかったことが大きな原因らしいが、五段階評定の根強さを示している」とあり、こ

これらの言い直しには学校や教師の感応性、応答性を疑問視する姿勢をうかがうことができる。ここに、「通信簿問題」議論における対立の図式のさらなる変化のきざしを見て取れる。前節で指摘したように、3月半ばにおいて文部省は保護者の側に立ち、教育委員会および個別の学校・教師に要求を突き付けていた。それが、教育委員会もまた保護者と文部省の側に立つようになり、矛先が「個別の学校・教師」に向けられるようになったというものである。記事中の言い直しでは従来の評価方法を維持することが「予想に反して」と述べられていることから、個別の学校や教師を批判しようとする姿勢も見取れよう。だが、実際には「通信簿問題」においては、従来通りの5段階相対評価の通信簿を維持した学校・教師が批判の対象とならなかった。それは、すでに多くの保護者とテレビ、新聞で報道する側の関心が「通信簿問題」から離れ、議論が継続しなかったからだといえるだろう。

4. 「通信簿問題」以降の教育問題との関連

「通信簿問題」の議論の展開を検討して明らかになったことをあらためて整理すると、つぎの3点になる。

- ①「通信簿問題」では、通信簿における5段階相対評価の撤廃の通達を不十分にした文部省の姿勢が問題視された。学力問題や教育内容の決定権の所在といった理念的だったり政治性を帯びたりする領域に入り込むことはなかった。それは、保護者の関心を惹きやすい形に問題が単純化されたということでもある。
- ②議論は、保護者対文部省という構図を基本に展開した。やがてそれは、「保護者の不満を受けて改革に乗り出した文部省」対「教育委員会、学校・教師」という形に変化した。さらに、「保護者・文部省・教育委員会」対「学校・教師」へと転換するきざしもあった。
- ③「通信簿問題」は、急速に普及したテレビと、発行部数を伸ばしていた新聞の報道によって拡大した。保護者の興味関心の移ろいとともにテレビと新聞での扱いが急速になく

なった（あるいは、マスメディアが提供する話題が他に移ったとも考えられる）。マスメディアも保護者も成果にこだわらず、また問題を深掘りすることも議論を長期的に継続させることもなかった。

では、これらの特徴を有する教育問題として「通信簿問題」を把握することは1970年代以降の教育を理解するうえでどのような意義があるのか。仮説的ではあるが2点提示したい。

4.1. 教育言説の転換点としての「通信簿問題」

まず指摘できるのは、「通信簿問題」は教育に関する言説の転換点として位置づけられるということである。本稿の冒頭で、日本においては1960年代から70年代はニュースの認知や広がりにおいてテレビや新聞の影響が強くなる時期だということを指摘した。そして、本稿2章ではマスメディアの普及にともなう番組の質的变化が「通信簿問題」を社会問題化させた要因になったという見方を提示した。それゆえに「通信簿問題」はマスメディアが主導的に構築した教育問題といえることができる。

このとき、『現代教育史事典』（久保義三他編（2001）、東京書籍）の「教育問題・教育事件」の項では、1970年代においてマスメディアが取り上げる教育問題の質が転換したことが指摘されている。1970年代より前の教育問題（事件）は教育をめぐる政治的対立や教育環境の悪化などについて扱ったものだったが、1970年代を通じて顕在化し80年代以降に主流になる教育問題（事件）は、教育の日常が問題視され批判の対象とされるようになったというのである。

本稿で取り上げた「通信簿問題」は、学力とは何かという問題や、その学力を獲得するための教育内容を誰が決めるのかといった政治的だったり理念的だったりする領域では議論されず、通信簿の意義や目的を検討する視点も欠如していた。問われたのは、相対評価か絶対評価かという評価方法の是非だけだった。わが子が不当な評価をされてきたことへの憤りが「通信簿問題」の原動力となり、多

くの保護者の共感を得たということをかながみれば、「通信簿問題」とは、保護者が「教育の日常」としてイメージする「通信簿」の側面だけが教育問題として切り離されて取り上げられ、議論されることで作り上げられた教育言説ということができただろう。そのため、『現代教育史事典』が指摘する教育問題の質的転換が1969年の「通信簿問題」においても起きていたとみることができるのである。

『現代教育史事典』ではまた、1970年代以降にマスメディアが取り上げる教育問題の性格転換を促した要因の一つに、1972年に連載が開始された朝日新聞の特集記事「いま学校で」をあげている。記者による学校現場での継続的な取材に基づく長期連載は、さまざまな教育問題を次々に「発掘」していったとし、以後、教育問題へのまなざしが多くのメディアで共有され、学校の病理としての教育問題像を人々の意識のうちに定着させる役割を担っていくことになったというのである³⁰⁾。この指摘を踏まえるならば、「通信簿問題」とは、それまでは「教育の日常」として子どもも保護者も、学校・教師も無批判に受容していた事柄が、「教育の問題」として読み解くことができるということ、そしてテレビや新聞といったマスメディアが関与することで問題を拡大させられるということ、マスメディアの関係者や保護者に気づかせた最初の事例とみることができる。

このように、2つの意味において「通信簿問題」は、マスメディアが取り上げ、展開させる教育言説の転換点として位置づけることができるのである。

4.2. 「通信簿問題」が要請する教育をめぐる対立図式の再検討

教育史の研究領域においては、1970年代以降の教育の動向を把握するときには、1984年の臨時教育審議会（以下、臨教審）を画期とすることが多かった。臨教審において国民は教育サービスを受ける消費者として設定され、文部省の側に教員組合を組み入れて学校・教師、教育委員会、文部省を「教育の供給者」

として対置することで従来の対立図式を転換させたという見方は多くの研究者が提示してきた³¹⁾。

前節で指摘したように、「通信簿問題」は保護者が議論の一方の主役となっていたが、保護者の関心は教育内容の決定権や学力のあり方にはなかった。そのため、保護者は教育を提供される側、つまりは教育を受ける消費者という立ち位置にいたとみることができる。そのうえで、議論は日教組や地方教育行政、さらには個別の学校・教師を飛び越えて、国（文部省）と保護者とが直接向き合う形で開始されたことから、ここに、1980年代以降に教育を論じるうえでの対立図式である「教育の消費者」対「教育の供給者」という構図の萌芽を見て取れる。

しかし、「教育の消費者」対「教育の供給者」という構図をふまえて、あらためて通信簿問題の展開を整理すると、1969年2月の議論では「教育の消費者」たる保護者からの批判の矛先は文部省に向けられていた。つまり、「教育の供給者」として前面に立っていたのは文部省であり、教育委員会や個別の学校・教師は後景となって議論に登場することはなかった。それに対し、3月になると、少なくとも新聞の言説のなかでは文部省は保護者の要求に応じ、各地の教育委員会もそれに倣った。ここにおいて、「教育の供給者」の一部である文部省と教育委員会が「教育の消費者」である保護者・子どもと手を結んだととらえることもできるのである。それによって、議論の後景にすぎなかった個別の学校・教師が前景へと押し出され、保護者の批判の対象となりかけたのである。つまり、1960年代末の「通信簿問題」においては「保護者・子ども」「文部省」「教育委員会」「個別の学校・教師」という立場が異なる4つの関係者が協力関係になったり敵対関係になったりと、流動的な対立図式のなかで議論が展開していったということになる。

このことは、1980年代以降の教育を論じるさいの「教育の消費者」対「教育の供給者」という対立図式は、保護者・子どもが「教育の消費者」で文部省・教育委員会・個別の学校・

教師が「教育の供給者」で、互いに対立しているという静的なものではなく、それぞれの関係者が状況に応じて協力したり敵対したりしていく動的なものとしてみる必要があることを示唆しているといえるだろう。

おわりに：今後の課題

本稿の主題は1969年に生じた「通信簿問題」の様態を明らかにし、1970年代以降の教育言説の展開との関連を検討することになった。そのため、前章で示した2つの知見は仮説の域をでるものではなく、今後の研究によって精緻に検証していく必要がある。

また、新聞やテレビといったマスメディアによる教育言説の展開について、1973年に新聞における教育問題の扱い方を論じた生越忠は、新聞は現象面の追跡に力を入れすぎ本質的な問題の究明をなおざりにしてきたこと、さらには一つの問題を継続的に追及する姿勢が乏しく、ある問題が解決されなくてもひとまず問題が落ち着くと関係記事がちまちま紙面から姿を消すことを指摘した³²⁾。生越の指摘は「通信簿問題」にも共通するものといえ、新聞のみならずテレビにおけるワイドショーなど日々新しい情報を伝え続けるマスメディアにおける教育言説の特徴として理解することができよう。このことは、テレビと新聞の影響力が大きい1970年代においては、マスメディアが主導的に言説を構築し短期間に消費された話題が「通信簿問題」以外にも存在する可能性を示唆している。そのような教育問題は、教育史の研究領域において回顧されず語られてこなかった教育問題と言い換えることができるかもしれない。だが、本稿で明らかにしたように、短期間に消費され、それゆえにこれまで語られてこなかった教育の話題のなかに、戦後日本の教育の動向の展開をより精緻に理解するための手がかりが存在していることも考えられるのである。メディアで語られ、消費された教育問題を調査、検討し、教育史のなかに位置づけることを今後の要諦としたい。

注

- i) 同番組について、資料によっては「モーニング・ショー」と表記されている場合もあるが、本稿では「モーニングショー」で統一している。
- ii) 放送法第2条の30。当時は個別の番組の分類について行政側の基準はなく、放送局の判断に委ねられていた。
- iii) 『木島』の視聴率は、1965年2月の月平均で14.8%だった（全国朝日放送株式会社総務局社史編集部編（1982）『テレビ朝日社史』全国朝日放送、102頁）。
- iv) 通信簿問題の契機となった1969年2月6日の放送では、当日の新聞各紙のテレビ番組表に載った副題は「怪しい男と怪しい女」（毎日新聞）、「夫と妻の日記」（朝日新聞）だった。また、文部省事務次官が出演した2月13日の放送回も「夫婦の天国と地獄」（朝日新聞）、「夫婦愛の天国と地獄」（読売新聞）というものだった。
- v) この指摘は他局のニュースショー番組で扱われた教育事象についてもあてはまる。例えば、1969年2月14日放送の『青島のワイドショー』（日本テレビ）では「天才はつくられる？」というテーマで、ゲストの無着成恭らが幼児英才教育の成果と問題点を議論する様子を放送したが（朝日新聞、1969年2月16日付朝刊、9面）、この番組を契機に「幼児英才教育問題」が社会的な関心を得たわけではない。
- vi) 同月の毎日新聞縮刷版の記事索引では、この連載は大分類「文化」のなかの「教育」の項目の記事ではなく、大分類「国民生活」のなかの「青少年」の項目に該当する記事として分類されている（『毎日新聞縮刷版昭和44年3月』記事索引12頁）。同号で「教育」の項目に分類されているのは、正常化に向けた政治の動きや大学改革の動向を含む大学紛争の記事や大学入試、教育課程に関する問題など、主として教育制度に関連する記事であった（同前、18-20頁）。一方、「青少年」は、「衣・食・住」「婦人・子供」といった項目とともに大分類「国民生活」のなかに列せられていた（前年までは「青

少年」「婦人・子供」の項目は、大分類「家庭」のなかにあった)。このとき、同月の「青少年」の項目にあげられた他の記事を見てみると、「少女少女の家出ふる 家庭で十分な注意を」などであった。付言すれば、「4月のクラス替えを心配する二女」や「落ち着きのない3年生」など、子どもの悩みに関する投書への回答を掲載していた毎週1回の連載記事「教育のコーナー」も「青少年」に分類されていた。

なお、同時期の毎日新聞縮刷版の記事索引では、一つの記事が複数の項目で掲げられることもあった。たとえば、昭和44年10月号では、神戸市で幼稚園と保育所を一元化する試みに関する同一の記事が「教育」と「婦人・子供」のそれぞれに掲載されている(毎日新聞縮刷版、昭和44年10月、13、20頁)。それにも関わらず、通信簿問題に関する連載記事は「青少年」のみに分類されたということになるのである。毎日新聞のみのケースであり、かつこれらの分類は便宜的なものにすぎない。だがここに、前節でも指摘したような、通信簿問題を制度的・政治的なものとして捉えずに個々の家庭と学校間の個人的で私的な問題として見ていたという傾向のあらわれを指摘することもできよう。

引用・参考文献

- 1) 萩原滋編著(2001)『変容するメディアとニュース報道』丸善, 27頁。
- 2) 同前, 2-10頁。
- 3) 水越伸(2011)『21世紀メディア論』放送大学教育振興会, 80-89頁。
- 4) 読売新聞, 1969年3月1日付朝刊, 5面。
- 5) 引用した発言は、国立国会図書館が運営しているウェブサイト「国会会議録検索システム」(<http://kokkai.ndl.go.jp/>)内の記録による(2018年4月12日閲覧)。
- 6) 萩原滋編著, 前掲書, 4頁。また、日本放送協会が実施している国民生活時間調査によれば、1960年のテレビ平均視聴時間は平日56分、土曜1時間05分、日曜1時間19分だったのに対し、1965年には平日2時間52分、土曜3時間01分、日曜3時間41分と上昇した。
- 7) 日本放送協会編(1963)『NHK年鑑1962-No.2』日本放送協会, 119頁。
- 8) 出演者の情報は日本放送協会のウェブサイト(NHK ONLINE)内の「NHKクロニクル」(<https://www.nhk.or.jp/archives/chronicle/index.html>)にある、過去の放送番組の番組表検索サービスの結果による(2018年3月19日閲覧)。
- 9) 朝日新聞, 1962年3月8日付朝刊。
- 10) 朝日新聞, 1962年5月17日付朝刊, 12面に掲載された番組紹介の記事による。
- 11) 朝日新聞, 1962年7月12日付朝刊。原文では学校名が「原池小学校」となっているが松本市内に同名の小学校は存在せず、市内にある松本市立原池小学校の誤植だと考えられるため修正した。
- 12) 日本放送協会編(1970)『NHK年鑑'69』日本放送協会, 160頁。
- 13) 朝日新聞, 1968年12月25日付朝刊, 9面。
- 14) 朝日新聞, 1968年6月23日付朝刊, 9面「波通信簿をついた主婦」。
- 15) 朝日新聞, 1968年12月25日付朝刊, 9面。
- 16) 朝日新聞, 1967年3月10日付朝刊, 11面。
- 17) 朝日新聞, 1967年3月15日付朝刊, 11面。
- 18) テレビ朝日 社史編纂委員会編(2010)『チャレンジの軌跡 NEW AIR, ON AIR, (本編)』テレビ朝日, 184頁。
- 19) 日本放送協会編(1970)『NHK年鑑'69』日本放送協会, 453-454頁。
- 20) 朝日新聞, 1968年2月18日付朝刊, 21面。
- 21) 全国朝日放送株式会社総務局社史編纂部編『テレビ朝日社史』全国朝日放送, 1982年, 102頁。
- 22) 朝日新聞, 1968年8月12日付夕刊(東京本社版), 12面。
- 23) 朝日新聞, 1969年2月13日付朝刊, 9面。
- 24) 読売新聞, 1969年2月20日付朝刊, 14面。
- 25) 藤井千鶴子(1969)「通知表について」『教育』19(12), 22-23頁。
- 26) 読売新聞, 1969年2月20日付朝刊, 14面の記事中の表現による。
- 27) 碓井岑夫(1969)「教育評価について」『教

- 育』19(12), 28-37頁。
- 28) 同前。
- 29) 朝日新聞, 1969年2月27日付朝刊。
- 30) 『現代教育史事典』460-461頁。
- 31) 代表的なものとして, 大内裕和(2001)「象徴資本としての『個性』」『現代思想』29(2), 86-101頁; 同(2001)「教育をめぐる対話 - 1980年代から2001年」『現代思想』29(14), 112-119頁。
- 32) 生越忠(1973)「教育問題と新聞の役割」『新聞研究』266, 25-30頁。

付記

本稿は, 日本教育学会第77回大会ラウンドテーブルでの発表に基づいたものであり, JSPS 科研費 17K04596 の助成を受けた研究成果の一部である。

